

## 福島県国保連合会からのお知らせ

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

**令和7年5月診療分以降、合計点数が1,500点未満の調剤レセプトについて突合審査の対象とします。**

※突合審査 保険医療機関のレセプトと保険薬局の調剤レセプトを突合し、院内投薬と同様に行う審査のこと。

### これまでの経過

- 平成18年3月10日付け保発第0310001号厚生労働省保険局長通知「調剤報酬請求に対する審査の実施について」により示された審査要領に基づき、平成23年より調剤レセプトのうち合計点数が1,500点以上のものを対象として突合審査を開始しました。
- その後、平成24年2月1日付け保発0201第6号厚生労働省保険局長通知「調剤報酬請求に対する審査の実施等について」により審査要領が改正され1,500点以上ルールが撤廃されましたが、本県は東日本大震災の被災地域として改正前の審査要領での取り扱いを継続してきました。

### 今後の対応

- 各都道府県との審査基準の統一やコンピューターチェックの整合性を図る観点より、令和7年5月診療分より、一次審査及び保険者の申出による審査（保険者再審査）における全ての調剤レセプトを対象として取扱います。
- なお、令和7年4月診療分以前の取扱いは、1,500点以上の調剤レセプトを対象とします。

### お問い合わせ

業務審査課 医科・調剤担当 TEL:024-523-2804

歯科担当 TEL:024-523-2767